

令和7年加美町議会第5回臨時会会議録第1号

令和7年5月1日（木曜日）

出席議員（15名）

1番	田中草太君	2番	早坂潔君
3番	今野清人君	4番	佐藤圭介君
5番	早坂伊佐雄君	6番	早坂忠幸君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	伊藤淳君
13番	米木正二君	14番	高橋聡輔君
15番	味上庄一郎君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木実君
危機対策課長	早坂卓君
企画財政課長	内海茂君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄司一彦君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	西山千秋君
税務課長	猪股良幸君
農林課長	尾形一浩君
商工観光課長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君
高齢障がい福祉課長	森田和紀君

保 険 健 康 課 長	武 田 明 美 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	伊 藤 一 衛 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 参 事 兼 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 功 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次長兼議事調査係長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	猪 股 直 人 君
主 事	千 葉 奏 衣 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第66号 令和7年度加美町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前１０時１０分 開会・開議

○議長（味上庄一郎君） 皆さま、ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

会議に先立ちまして、議員各位並びに執行部の皆さまに申し上げます。本議会は、クールビズ対応のため、５月から１０月末までの期間は、会議などにノーネクタイで出席して差し支えないものいたします。

また、この期間、上着の脱衣について、あらかじめ許可いたしますので、次回以降の会議などにおいては、脱衣の許可について省略したいと思いますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は１５名であります。定則数に達しておりますので、これより令和７年加美町議会第５回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（味上庄一郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、５番早坂伊佐雄君、６番早坂忠幸君を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（味上庄一郎君） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日間に決定いたしました。

日程第３ 議案第６６号 令和７年度加美町一般会計補正予算（第２号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第３、議案第６６号、令和７年度加美町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第６６号、令和７年度加美町一般会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

本案件は、やくらいゴルフ場の訴訟に関連し、裁判所にゴルフ場土地の仮処分決定を認可していただくため、供託金として 1,200 万円を追加補正するものであります。仮処分の経過については、令和 6 年 8 月 29 日、町はゴルフ場運営会社と太陽光発電事業者 2 社を相手に、所有権の確認などを求める訴訟を、仙台地方裁判所に提起しました。

訴訟の前段として、町はゴルフ場の土地 2 筆について、現在の所有者である太陽光発電事業者が譲渡や抵当権設定などの権利の移動を伴う手続きをしてはならないことを求める仮処分を仙台地方裁判所へ申し立て、820 万円の担保金を供託し同年 8 月 23 日付で仮処分が決定されました。

これに対し太陽光発電事業者は同年 12 月 11 日、仙台地方裁判所の仮処分決定に異議を申し立てました。事業者は町が処分の対象をゴルフ場全体ではなく、土地の一部としたことは保全権利の乱用であること、担保額は土地全体を基準とすることなどを主張し、町は仮処分決定の正当性を訴え、町と太陽光発電事業者との間で一つの争点となりました。

令和 7 年 2 月 12 日、仙台地方裁判所から異議申立てに対する決定が下され、仮処分決定は認可されることとなりました。

しかし、異議審の決定を不服とし、同年 2 月 25 日、太陽光発電事業者は仙台高等裁判所へ保全抗告を申し立てました。その後、争点整理の場を得て先週 4 月 25 日仙台高等裁判所から保全抗告申立てに対する決定が下され、さらに担保金として 1,200 万円を供託することを条件に、令和 6 年 8 月 23 日の仮処分決定を認可することが示されました。

裁判所としては現時点である事業者の疎明事情や法律上仮処分による禁止の効果が認められるのはあくまで町が対象とした 2 筆に限られるなど、その他諸般の事情を総合的に考慮し、増加額を 1,200 万円としたとのことです。

なお仮処分の担保として既に供託している 820 万円と増加分の 1,200 万円を加えますと、法務局への供託金は 2,020 万円となり、町が処分対象とした土地 2 筆の評価額の 25%相当となります。

追加補正に至った経緯は以上であります。

続いて補正予算の内容についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 148 億 6,028 万 5,000 円とする補正予算でございます。

歳入の主なものについては基金繰入金として、財政調整基金繰入金 1,000 万円増であります。

歳出の主なものについては総務費で、訴訟供託金, 1, 200 万円増のほか、予備費を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9 番、木村哲夫君。

○9 番（木村哲夫君） 1 点確認します。

仮処分ということで、CS 宮城に対して太陽光発電を行わないようにという意味での仮処分だと思うんですが、ゴルフ場の運営としてはですね、前に説明あったように前年度で終わるというお話でしたが、ゴルフクラブのホームページを見ますと、今年の 5 月中旬から再開しますという記事もございます。この辺の関係というのはどのように理解したらいいのかその辺の説明をお願いいたします

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木実君） 総務課長です。

ただいま木村議員さんのご質問ございました最初にチームトレインの方のゴルフ場の経営ということでは、当初は町長の方に昨年度をもって辞めますというようなことがあったんですが、それ以降、町の方には特に経営の存続についての連絡はない状態でございます。

情報としてはチャリティーの大会を開催したときに、そのときに来ている方々に来年もするというようなことをゴルフ場の方が言っていたというような情報は町の方に寄せられておりますが、ゴルフ場側からの正式な継続についての説明などは一切ないというような現状でございます。

以上でございます

○議長（味上庄一郎君） 9 番、木村哲夫君。

○9 番（木村哲夫君） そうしますと仮処分というのは要するに太陽光発電をやることに對してではあるけれどもゴルフ場の継続運営に対しては特に関係ないと思ってよろしいのか、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今の木村議員の質問に答えさせていただきます。

こちらとしましてはあくまで仮処分というのは、今所有しております CS 宮城が太陽光事業が一時ストップしたということでそれを転売するといったようなことが、さらに第何者になるか 3 者に転売していくということを、あくまでこれをストップさせるというような

ことで行っておりますので、そこで実際今度は CS 宮城とゴルフ場経営者側でどのようなやり取りがあるのかというのは、こちらは存じ上げるところではないので、ゴルフ場の経営ということを行っていくのであるならば、この仮処分というのはそれを妨げるものではないといったような認識であります

○議長（味上庄一郎君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 66 号令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に附議された案件の審議はすべて議了いたしました。

これで、令和 7 年加美町議会第 5 回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前 10 時 20 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 1 日

加美町議会議長 味 上 庄一郎

署 名 議 員 早 坂 伊佐雄

署 名 議 員 早 坂 忠 幸